

内部統制評価報告書の提出について

平成29年に地方自治法第150条が改正され、内部統制制度が導入されました。

この制度においては、政令指定都市の市長は、令和2年4月1日から、財務に関する事務等について、その管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならないとされています。

また、令和3年度から毎会計年度、前年度の取組について内部統制評価報告書を作成し、監査委員の意見を付して議会に提出することとされています。

つきましては、同報告書について、市長から以下のとおり提出されます。

1 提出される書類

- (1) 横浜市内部統制評価報告書
- (2) 横浜市内部統制評価報告書附属資料
- (3) 横浜市内部統制評価報告書審査意見書
- (4) 横浜市内部統制評価報告書審査意見書附属資料

2 提出方法

「財務に関する事務」について報告するものであるため、決算関係書類と併せて各議員へ配付します。

3 配付日

令和3年9月28日（決算発送日）

※令和3年9月29日の本会議において、諸般の報告として報告

【参考】関係法令

地方自治法（抜粋）

第150条 都道府県知事及び第252条の19第1項に規定する指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

(1) 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

(第2号、第2項及び第3項省略)

4 都道府県知事、指定都市の市長及び第2項の方針を定めた市町村長(以下この条において「都道府県知事等」という。)は、毎会計年度少なくとも1回以上、総務省令で定めるところにより、第1項又は第2項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

5 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。

6 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

(第7項から第9項まで省略)